

# 小田原市耐震改修促進計画の改定（案）の概要について

## 1 改定の理由

本市では、耐震性が低い建築物の耐震化を図り、建築物の安全性の向上を計画的に促進することを目的とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項」に基づき、平成21年2月に策定し、平成28年3月に改定しています。

現計画の計画期間が令和3年度で満了するため、国が令和3年12月に改正した同法第4条第1項に基づく基本方針、令和3年度に改定する同第5条第1項に基づく神奈川県耐震改修計画を踏まえ、本市の耐震化の現状等を勘案し、新たな計画期間、目標等の所要を改定するものです。

## 2 耐震化の現状

### (1) 現計画期間及び目標

住宅及び多数利用建築物の目標値を平成28年度から令和3年度までに耐震化率95%と定めています。

### (2) 目標達成状況

令和2年度末の耐震化率は、住宅が90.0%及び多数利用建築物が94.5%と推計しています。

## 3 改定の概要

### (1) 計画期間

令和4年度から令和12年度まで

### (2) 目標

住宅は、令和7年度までに耐震化率95%超えを目指し、令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消します。

多数利用建築物は、令和7年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とします。

### (3) 耐震化を促進するための施策

- ・ 情報提供の充実
- ・ 段階的な改修工事等への支援

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 計画の改定

令和4年4月～ 計画に基づく耐震施策の推進